

延岡市営住宅  
駐車場使用申込み  
《案 内》

延岡市都市建設部  
建築住宅課住宅係  
電話 22-7023

はじめに

この冊子は、駐車場の使用について、みなさんに知っておいていただきたい制限や義務、また必要な書類等を取りまとめておりますので、活用していただくとともに大切に保管してください。

なお、下記書類の提出の際は、駐車場の区画番号や内容等について、団地自治会の駐車場管理運営組合でも把握する必要があるため、組合長の確認印をいただいた上で提出してください。

■市営住宅駐車場使用申込書

(駐車場の使用許可を受ける場合は必ず提出してください。)

■自動車要件申立書

(使用する車の所有者が入居者以外の者である場合や、車を所有していない場合、車の長さや幅が制限外である場合等に提出してください。)

■市営住宅駐車場使用変更届

(届出車両や主に使用する者に変更があった場合は、提出してください。)

■市営住宅駐車場返還届

(廃車、退去等で駐車場を使用しなくなった場合に、提出してください。)

## 1. 申込み及び使用の条件

駐車場の使用許可は、住宅名義人に対してのみ行います。従って申込みは、住宅名義人が行ってください。申込み及び使用に関しては、次の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 当該住宅の入居者で自動車を所有（使用）していること。
  - ・これから自動車（使用）しようとする方は、使用承認後1ヶ月以内に自動車を所有することが条件です。
  - ・他人名義の自動車の場合は、使用承認後1ヶ月以内に名義を変更することが条件です。

※ただし、入居者以外の方の自動車であっても、入居者の生活のために欠かすことができない等の理由がある場合（例：入居者が高齢であって、介護のために入居者以外の方が頻繁に自動車（使用）で訪問するなど）は、その事情を申し出てもらい（自動車要件申立書）、その内容がやむを得ないものであり、かつ、他の駐車場使用者の迷惑とならない場合は、使用を認めることができます。

- ② 自動車検査書に、「自家用」と記載されていること。

※ただし、自動車が自家用でない場合であっても、その事情を申し出てもらい（自動車要件申立書）、その内容がやむを得ないものであり、かつ、他の駐車場使用者の迷惑とならない場合は、使用を認めることができます。

- ③ 自動車の大きさが、長さ 490cm、幅 180cm 以下であること。

※ただし、自動車の大きさが合わない場合であっても、その事情を申し出てもらい（自動車要件申立書）、その内容がやむを得ないものであり、かつ、他の駐車場使用者の迷惑とならない場合は、使用を認めることができます。

- ④ 使用者が運転免許証を持っていること。（①のただし書きの場合を除く）

- ⑤ 団地入居者で構成する自治会等に加入していること。

- ⑥ 使用申込みは、入居者1戸につき1台であること。

- ⑦ 市営住宅家賃等の滞納がないこと。

- ⑧ 使用者が恒常的に不法・迷惑駐車を行っていないこと。

- ⑨ 住宅の明け渡しを求められていないこと。

## 2. 申込みに必要な書類

- ・市営住宅駐車場使用申込書（※駐車場管理運営組合長の確認印が必要です。）
- ・自動車検査書の写、又は自動車販売会社の販売証明書
- ・主に使用する者の運転免許証の写（※本籍・国籍欄は抹消してください。）

### 3. 使用料について

- ・ 駐車場の使用料は、駐車場の維持管理費として、償却費、修繕費、管理事務費と地代相当額を基本とし、近隣の民間駐車場の料金等を勘案して設定しております。
- ・ 納入通知書については、家賃とは別に納付書を発行します。

### 4. 支払方法について

- ・ 駐車場使用料の支払いについては、①口座振替払と②納入通知書による支払いと2通りの方法があります。

#### ① 口座振替

- ・ 自分の預貯金口座から毎月自動的に支払ができるもので、ついうっかり支払を忘れたために余分な督促手数料、延滞金の支払を防ぐことができるなど、便利な支払方法です。
- ・ 口座振替払を希望するときは、預金口座のある金融機関の窓口で、預金通帳と印鑑、最近の駐車場使用料納入通知書を持参し、口座振替申込書に必要事項を記載して提出してください。
- ・ 手続後、金融機関から建築住宅課へ毎月15日までに口座振替依頼書が届いた分については、その月の駐車場使用料から支払ができます。

#### ② 納入通知書

- ・ 毎年4月に、一年分をまとめて自宅に送付します。
- ・ 支払は納入通知書を持って、最寄の各金融機関の窓口で納入してください。

### 5. 駐車場の使用期間について

- ・ 使用期間は、使用者の決定の開始日が属する年度の3月31日までとなっております。
- ・ なお、使用期間満了の5日前までに駐車場の返還届がなく、かつ、延岡市営住宅条例第42条第1項の規定による駐車場明渡請求又はその予告がない場合は、使用期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とします。

### 6. 駐車場使用承認後の手続について

#### ① 自動車の変更

- ・ 使用承認車両に変更があった場合は、「市営住宅駐車場使用変更届」に自動車検査書の写又は自動車販売会社の販売証明書を添えて、1ヶ月以内に提出してください。

#### ② 使用者の変更

- ・ 主に使用する者の氏名に変更があった場合には、「市営住宅駐車場使用変更届」を記入のうえ、1ヶ月以内に提出してください。

#### ③ 使用の承継

- ・ 使用決定者(住宅名義人)の死亡、退去により、住宅の入居承継を受けた者が使

用者として、使用の承継を希望する場合には、承継者名義で新たに「市営住宅駐車場使用申込書」を提出してください。

#### ④ 駐車場の返還

- ・退去、又は承認車両を使用しなくなる等の理由で、駐車場を返還する場合は、返還する日の5日前までに「市営住宅駐車場返還届」を提出してください。なお、返還届の提出がなく、返還した日が明らかでない場合は、市においてその事実を知った日に返還されたものとみなします。

※上記①から④の手續に際しては、駐車場管理運営組合長の確認印が必要です。

## 7. 留意事項

### ① 使用停止及び区画の変更

- ・市では、団地を良好に維持していくために、住宅・駐車場等の共同施設の改善・修繕工事を実施する場合があります。工事等の実施に伴い、一部駐車場においては駐車場として使用できなくなる場合や使用区画を変更する場合があります。予めご承知おきください。

### ② 市の損害賠償義務

- ・市は、団地内又は駐車場内において、盗難、自動車の接触、衝突等によって生じた損害について、一切その責めを負いません。
- ・駐車場の使用停止又は明け渡しによって生じた損害についても、その責めを負いません。

### ③ 使用上の遵守事項

- ・使用決定を受けた自動車を、割り当てられた区画以外の箇所に駐停車しないこと。
- ・所定の区画からはみ出さないように駐車すること。
- ・団地内では、徐行及び安全運転を行い、人身、物損事故を未然に防ぐように努めること。
- ・駐車場を常に清潔に保つこと。
- ・団地内の良好な住環境を維持するため、管理組合等の指導に従うこと。
- ・その他駐車場の秩序を保持すること。

### ④ 禁止行為

次のいずれかの行為があった場合は、駐車場の明け渡しを請求することになります。

- ・使用決定を受けた駐車区画を他の者に貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・駐車以外の用途に供すること。
- ・白線、舗装等を模様替えしたり、又は工作物を設置すること。
- ・他の自動車の駐車を妨げる行為、又は管理上支障となる行為を行うこと。
- ・その他、これらの行為に準ずる行為を行うこと。

### ⑤ 料金の改定

- ・駐車場の使用料金は、社会経済情勢の変動、その他の事由により改訂することがあります。なお、改訂する場合は事前にお知らせします。

## 市営住宅駐車場使用申込書

平成 年 月 日

延岡市長様

住 宅 名	団地 棟 号
申込者名(住宅名義人)	⑩
電 話 番 号	( ) -

延岡市営住宅条例第58条及び延岡市営住宅駐車場管理要綱第4条の規定により、次のとおり駐車場の使用を申し込みます。

なお、使用にあたっては、延岡市営住宅条例及び同条例施行規則並びに延岡市営住宅駐車場管理要綱に規定する事項を遵守するとともに、使用許可条件に従います。

駐 車 場 の 区 画 番 号	号	主に使用する者の氏名		入居者との続柄	
自動車の種別	<input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 小型自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車				
自動車の大きさ	<input type="checkbox"/> 長さ                      cm <input type="checkbox"/> 幅                      cm <input type="checkbox"/> 高さ                      cm				
車 両 表 示	車 名		型 式		
			車台番号		
	登録番号又は車両番号				
	総排気量				
駐車場使用料の納付方法 (番号に○印)	1 口座からの引き落としを希望する。 2 納付書での納付を希望する。				

**※ 口座からの引き落としを希望される方は、この申立書とは別に市内の各金融機関の窓口で口座からの引き落とし手続を行ってください。(金融機関での手続をされないと、引き落としがされずに未納になりますので、必ず行ってください。)**

(注意)

- 1 申込みは、入居名義人がしてください。
- 2 主に使用する者の運転免許証の写し及び使用する自動車の自動車検査証の写し又は自動車販売会社の販売証明書を添付してください。
- 3 車の大きさが自動車の要件を満たさないものである場合は、自動車要件申立書（様式第1号）を添付してください。

駐車場管理運営組合長確認印

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
---

## 自動車要件申立書

平成 年 月 日

延岡市長様

住 宅 名	団地 棟 号
届 出 者 名	⑩
電 話 番 号	( ) -
駐車場の区画番号	

私の使用する自動車は、延岡市営住宅駐車場管理要綱第3条に規定する自動車の要件に該当しませんが、次の事情がありますので駐車場の使用を認めてくださるようお願い致します。

1. 該当する要件（該当するものの番号に○印をつけること。）

- (1) 入居者又は同居者が所有者でない場合
- (2) 自家用自動車でない場合
- (3) 自動車の長さが490 cm、幅が180 cm以上の場合

2. 事 情

3. 駐車場使用料の納付方法（該当する番号に○印をつけること。）

- (1) 口座からの引き落としを希望する。
- (2) 納付書での納付を希望する。

※ 口座からの引き落としを希望される方は、この申立書とは別に市内の各金融機関の窓口で口座からの引き落とし手続を行ってください。（金融機関での手続をされないと、引き落としがされずに未納になりますので、必ず行ってください。）

駐車場管理運営組合長確認印

## 市営住宅駐車場使用変更届

平成 年 月 日

延岡市長様

住 宅 名	団地 棟 号
申込者名(住宅名義人)	⑩
電 話 番 号	( ) -
駐車場の区画番号	号

延岡市営住宅駐車場管理要綱第12条の規定により、駐車場の使用事項を変更したいので、届出いたします。

### 1. 車両の変更

自動車の種別	<input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 小型自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車		
自動車の大きさ	<input type="checkbox"/> 長さ                      cm	<input type="checkbox"/> 幅                      cm	<input type="checkbox"/> 高さ                      cm
車 両 表 示	車 名		型 式
			車台番号
	登録番号又は車両番号		
	総排気量		
変 更 理 由			

### 2. 主に使用する者の変更

使用 者 氏 名		入居者との続柄	
----------	--	---------	--

※添付書類                      自動車検査書の写し

駐車場管理運営組合長確認印

--

## 市営住宅駐車場返還届

平成 年 月 日

延岡市長様

住 宅 名	団地 棟 号
申込者名(住宅名義人)	⑩
電 話 番 号	( ) -
駐車場の区画番号	号

上記駐車場を 年 月 日に明け渡したいので延岡市営住宅条例施行規則第39条の規定により届け出ます。

なお、当該駐車場で自動車保管場所の使用承諾を得ているときは、所轄警察署において自動車保管場所の変更を速やかに行います。

1. 明け渡しの理由（該当するものの番号に○印をつけること。）

- (1) 退去のため
- (2) 自動車を廃車にしたため
- (3) 自動車を売却したため
- (4) 自動車を譲渡したため
- (5) 市営住宅駐車場以外の駐車場の使用を契約したため
- (6) その他 ( )

駐車場管理運営組合長確認印

--